

写

令和5年12月21日
多摩市国民健康保険運営協議会
資料1

5多健保第1874号
令和5年12月21日

多摩市国民健康保険運営協議会
会長 下井直毅 殿

多摩市長 阿部裕 行



多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて（諮問）

このことについて、多摩市国民健康保険運営協議会規則（平成元年規則第15号）
第2条に基づき諮問します。

記

1 諮問事項

令和6年度（2024年度）多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて、
意見を求めます。

	医療分		後期支援分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
現行	5.59%	28,200	1.82%	11,600	1.62%	11,800
見直し案	5.81%	29,300	1.89%	12,000	1.68%	12,200

2 諮問の趣旨

多摩市国民健康保険では、平成30年度（2018年度）に策定した、「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」に掲げる原則対前年度4%増の考え方に基づき、毎年保険税率等の見直しを行いましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大や物価高騰による市民生活への影響を考慮し、令和3年度は据え置き、令和4年度は2%増、令和5年度は据え置きとしました。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える基盤的役割を担っていますが、加入者の所得水準が低いことや、高齢化により医療の必要性の高い加入者が多いことに加え、社会保険の適用拡大及び後期高齢者医療保険移行による被保険者数の減少など構造的な問題を抱えており、財政基盤が脆弱で、全国的に厳しい財政運営が続いています。

今般、東京都から示された令和6年度国保事業費納付金仮算定結果は、令和5年10月に国が策定した「保険料水準加速化プラン」に基づく納付金ベース統一に向けた取組により、納付金額は46億6千4百23万円、対前年比1.8%減となった一方で、被保険者数の減少により、1人当たりの納付金額は19万7千698円、対前年比5.9%増となっています。さらに平成30年度以降一律で実施していた激変緩和措置の終了により、1人当たりの標準保険税額は18万3千399円、対前年比6.2%増となり、現行保険税額との乖離が一層広がり、国保財政は厳しさが増しています。

このことから、東京都市長会と町村長会連名で東京都独自の財政措置を講じることを強く要望する旨の「令和6年度国民健康保険事業費納付金算定に関する緊急要望について」を12月14日に東京都知事へ提出いたしました。

多摩市国民健康保険が置かれた現状や国の動向、税負担の公平性や法定外繰入による一般会計への影響、また、現下の社会情勢などを踏まえ、令和6年度の保険税率の変更を諮問するものです。

また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国は法改正により全国一律で令和4年度から未就学児の均等割額の軽減措置を行っていますが、独自に制度の拡大措置を講じている自治体もあります。本市においても子育て世帯の更なる対策は必要と考える一方で、国が制度を構築しているという点では、全国一律に軽減の対象や軽減割合の拡大を実現すべきものと考えています。

本年6月、全国市長会の「国民健康保険制度等に関する提言」に「子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度については、必要な財源を確保し、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。」を盛り込み、国へ要請しています。

このような状況を踏まえ、子育て世帯の負担軽減の在り方についても合わせて意見を求めます。